

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価いただける企業価値の向上に積極的に貢献すること、また、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業価値の向上を目指しています。

この目的を永続的に高い再現性を持って実現し続けるために、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることができると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
近藤 淳也	1,852,800	75.13
梅田 望夫	120,000	4.87
栗栖 義臣	65,000	2.64
伊藤 直也	50,000	2.03
毛利 裕二	50,000	2.03
田中 慎樹	28,000	1.14
川田 尚吾	24,000	0.97
田中 慎司	21,000	0.85
川崎 裕一	20,000	0.81
小林 直樹	20,000	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無	近藤 淳也
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現状では支配株主との取引は行っておりませんが、将来において取引を行う可能性が生じた場合は、市場実勢価格等を勘案し、他の一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応することとしております。また、支配株主との取引が発生する場合には、法令や社内規程に基づき、取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査役監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監視します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
リチャード・チェン	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
リチャード・チェン	○	—	リチャード・チェン氏は、スタートアップ企業における経営者としての経験、及び大手IT企業でのプロダクトマネージャーとしての豊富な知識等から、当社経営に対して中立的な立場からの助言をいただきたいために選任しております。 当社新株予約権を所有しておりますが、それ以外に当社とリチャード・チェン氏との間に記載すべき利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めています。
具体的には、監査役と内部監査担当者とで月次の定例会議を開催しております。また、監査役と会計監査人との会合に内部監査担当者も同席し、相互間で密接なコミュニケーションや意見交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 勝典	公認会計士													
砂田 有紀	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 勝典	○	—	中村 勝典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知識から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。 当社と中村 勝典氏との間に記載すべき利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
砂田 有紀	○	—	砂田 有紀氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務等の専門的な知識・経験等を活かして、当社の監査体制の強化のために選任しております。 当社と砂田 有紀氏との間に記載すべき利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

取締役、使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としています。
社外協力者への付与理由は、コンサルティング報酬の一部を現金ではなく成功報酬としてストックオプションで支払うこととしたためです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の月額報酬の金額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、内規に基づき取締役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門との連携のもと、必要な都度、経営に関する必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっています。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで各部門からの十分な情報収集を行っています。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次の通りであります。

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定及び各取締役の職務の執行を監督する機関として、全取締役5名（うち社外取締役1名）で構成しており、月1回の定期取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。

また、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員3名を選任し、権限委譲した組織運営を行っております。

b. 経営会議

当社の経営会議は、会社の重要な運営方針、業務方針ならびに重要な業務執行に関する事項を協議し、代表取締役社長の業務執行を補佐するために設けた機関であり、代表取締役社長、執行役員、本部長及び常勤監査役をもって構成しており、週1回の定期経営会議の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時の経営会議を開催しております。

c. 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名（非常勤監査役2名はいずれも社外監査役）で構成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めています。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めています。

社外監査役には公認会計士1名、弁護士1名が就任しており、客観的かつ専門的な視点から監査を行っております。

d. 会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、平成27年度の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

○業務を執行した公認会計士の氏名

- 指定有限責任社員 業務執行社員 藤芳英
- 指定有限責任社員 業務執行社員 羽津隆弘
- 監査業務に係る補助者の構成
- 公認会計士 5名、その他 3名

e. コンプライアンス・リスク委員会

コンプライアンス・リスク委員会は、代表取締役社長を委員長、コーポレート本部長を事務局長とし、経営会議のメンバーで構成しております。少なくとも6ヶ月に1度開催し、「企業活動における法規遵守及び内部統制に有効な制度及びシステム等の検討・審議」、「企業活動関係法規の啓蒙・教育」、「社内における業務遂行（信頼性のある財務報告に係る業務を含む）に関する調査及び分析」、「企業活動関係法規遵守マニュアルの整備、社内規程等の整備」及び「その他法規遵守及び内部統制に有効な活動及び経営者の付託する事項」を検討しております。

f. 内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者3名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員3名を選任し、権限委譲するとともに、日常的に業務を監視する役割として内部監査を実施しております。

経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上との確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっています。

さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役1名を選任するとともに、監査役3名中の2名を社外監査役としています。社外取締役は、長年にわたる企業経営に基づく見識をもとに、取締役会に対して的確な提言と監視機能を果たしています。さらに、2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの確な経営監視を実行しております。

また、社外取締役及び社外監査役の3名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しています。

これらにより効率的な経営システムと経営監視機能が充分に機能する体制が整っているものと判断し、上記の体制を選択しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能となるよう計画を進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表後に、決算発表会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専門サイトを開設し、IR資料を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部、経営企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「はてな行動指針」を定めるとともに、全社員への周知徹底を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス・リスク委員会規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- b. 社内窓口として人事・総務部及び監査役3名、社外窓口として顧問弁護士事務所を通報窓口とする体制を構築し、公益通報者の保護の規定に基づき、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- c. 監査役は、公正普遍の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
- d. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。又、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- e. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを開覧できる。
- b. 企業機密情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、コーポレート本部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として全社的な対策を検討する。また、「コンプライアンス・リスク委員会規程」に従い、当会社において発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備を行う。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定期取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- b. 各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- c. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の予算を策定し、その進捗については適時に報告を求め、必要に応じて個別事項の検討を進める。

5. 業務の適正を確保するための体制

- a. 取締役は、会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は、取締役の職務執行を監査する。
- b. 監査役及び内部監査担当者は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査・指導を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、並びに当該使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用者を配置する。また、監査役の職務を補助する使用者の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令等を受けないものとして、その独立性及び当該使用者に対する指示の実行性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- c. 財務報告に係る内部統制の状況や会計基準等について、監査役の説明の要望に応じて取締役及び使用人が適切に対応できる体制を整備する。
- d. 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役は、常勤監査役と非常勤監査役2名とで構成され、取締役会等重要な会議への参加のほか、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立ち会い、及び会計監査人の意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図る。また、毎月1回以上開催される監査役会で監査役同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はない認識しております。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」に基づき、全取引先に対するインターネット検索、日経テレコンによる記事検索を実施し、調査を実施しております。当該調査は原則として、新規取引先については取引開始前に、既存継続取引先に対しては年1回の頻度で実施することとなっております。また、役員及び株主については、移動時及び年に1回の頻度で実施することになっております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

従業員については、反社会的勢力に関する調査は行っておりませんが、入社時の誓約書において現在及び将来にわたって反社会的勢力との関係を持たない旨を確認しております。

また、従業員への啓蒙活動の実施及び特防連・警察・顧問弁護士などの外部専門機関との連携を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在の買収防衛策の導入予定はありませんが、規模の拡大等に合わせて必要に応じて検討をしていく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)コーポレート・ガバナンス体制について

模式図(参考資料)をご参照ください。

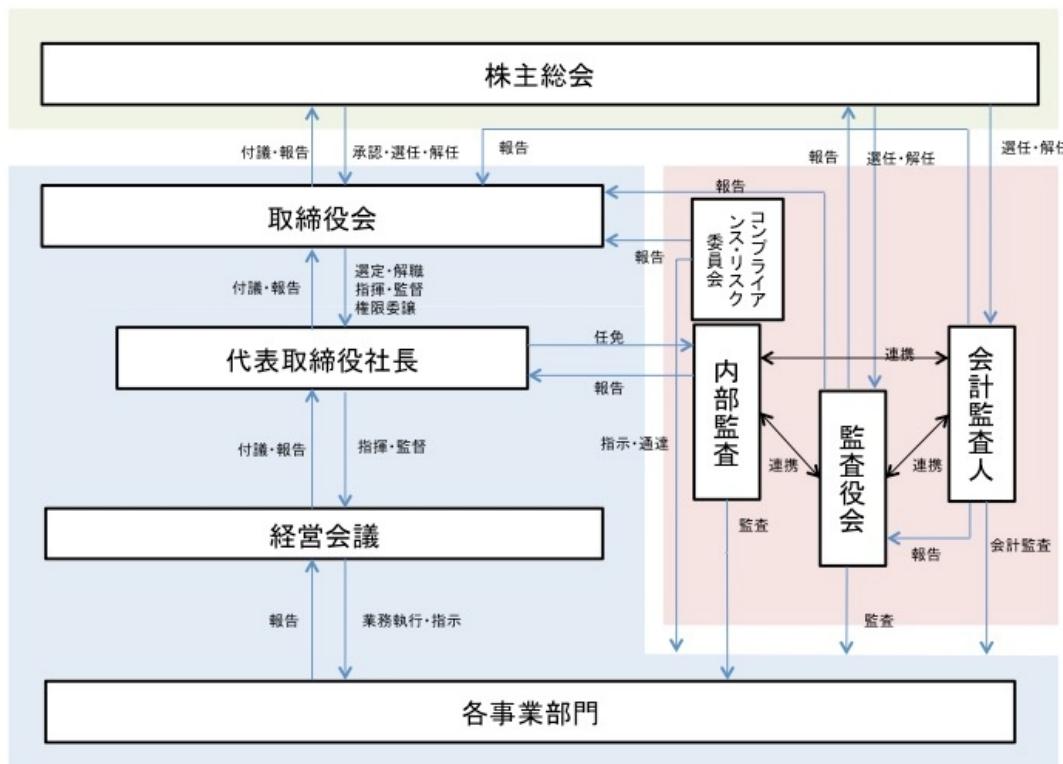
(2)適時開示体制について

当社は、コーポレート本部長を適時開示の責任者としております。

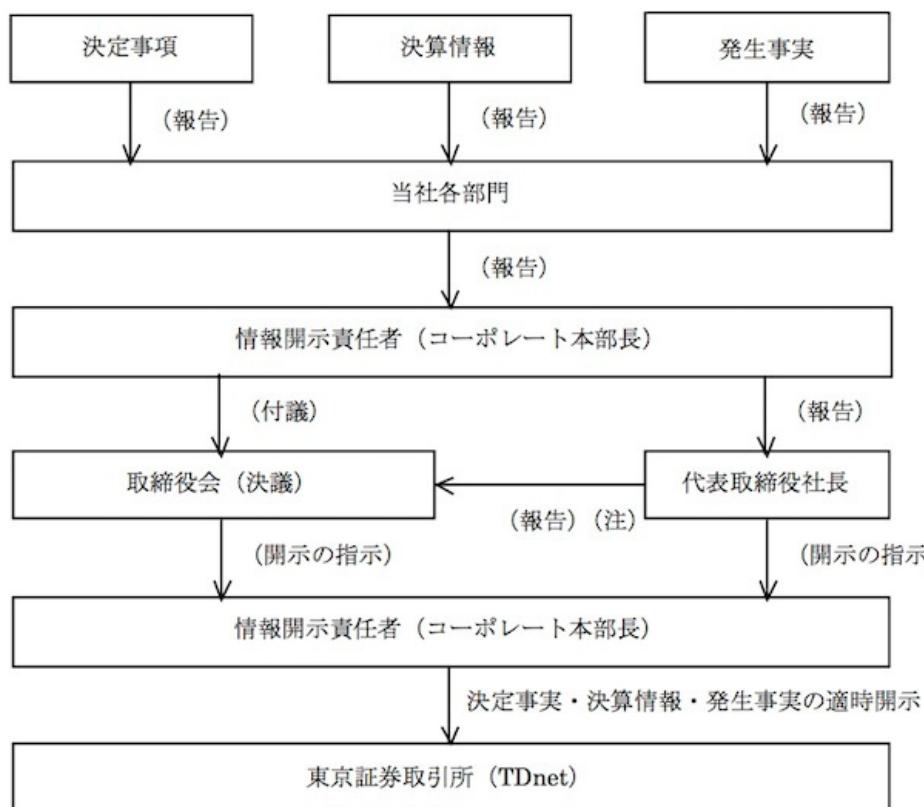
当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」その他関連法規を順守し、適時・適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。

収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討・手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



(開示後、当社ホームページの IR サイトにも速やかに公開)

(注) 緊急の場合は、情報開示責任者の判断で開示後、取締役会にて報告